

## 「第22号の2様式」記載要領

### 1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、分割法人（2以上の市町村に事務所又は事業所等を有する法人のこと。事業年度途中で事務所等所在地を市町村間で移転した法人も含まれます。）が、主たる事務所等所在地の市町村長に第20号様式又は第20号の2様式の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。
- (2) 連結法人及び連結法人であった法人は、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないでください。

### 2 分割法人の法人税割の計算について

分割法人の場合、課税標準となる法人税額に直ちに税率を乗じるのではなく、まず、課税標準の額を当該分割法人の事務所等が所在する関係市町村間で分割し、その分割後の額に税率を乗じて法人税割の計算を行います。分割の計算は「従業者数」の割合により行います。

$$\begin{array}{l}
 \text{課税標準の額} \\
 \text{(法人税額)}
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \longrightarrow \\
 \longrightarrow
 \end{array}
 \begin{array}{l}
 \text{A市分の分割後の額} \\
 \text{(課税標準の額} \div \text{全従業者数} \times \text{A市分の従業者数)}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{A市の税率} \\
 \text{B市の税率}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{A市分の法人税割額} \\
 \text{B市分の法人税割額}
 \end{array}$$

☆この明細書は、分割法人の法人税割の計算のうち、課税標準の額を分割する部分までを記載するものです。

### 3 各欄の記載のしかた

<p>①「法人税法の規定によって計算した法人税額」</p>	<p>第20号様式の申告書に添付する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人：別表1(1)の10の欄の金額            (ただし、別表1(1)の10の欄の上段に記載された金額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下(2)及び(3)においても同じです。)</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人：別表1(2)の8の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人：別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、( )内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の8の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の5の欄又は別表1(3)の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の7の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>
<p>②「試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額」</p>	<p>第20号様式の申告書に添付する場合は、下記の金額はそれぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額に係る税額控除）の規定に係る金額：法人税の明細書（別表6(6)）の27の欄の金額</p>

	<p>(2) 租税特別措置法第42条の4第2項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第3項（特別試験研究費に係る税額控除）の規定に係る金額（中小企業等を除きます。）：法人税の明細書（別表6(8)）の10の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の4第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）：法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額</p>
③「還付法人税額等の控除額」	第20号様式の申告書に添付する場合に、第20号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。
④「退職年金等積立金に係る法人税額」	第20号様式又は第20号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表19）の11の欄の金額を記載します。
⑤「差引計」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第20号様式の申告書を提出する法人</p> <p>（イ）連結法人及び連結法人であった法人以外の法人：①+②-③+④の金額</p> <p>（ロ）連結法人及び連結法人であった法人：第20号様式別表1の⑦の欄の金額</p> <p>(2) 第20号の2様式の申告書を提出する法人：⑤の欄の金額</p>
「事務所又は事業所」	同一市町村内に所在する事務所等ごとに記載します。
「分割基準及び分割課税標準額」	<p><b>「従業者数」</b>の欄には、当該法人の事務所等に勤務すべき者で給与等の支払いを受けるべき者の人数（非常勤の重役、顧問、派遣労働者（派遣元法人の従業者には含めず、派遣先法人の従業者数に算入します。）、アルバイト、パート等も含まれます。寮等に勤務すべき者は含まれません。）を事務所ごとに記載し、同一市町村ごとに小計を付します。</p> <p><u>この事務所等ごとの従業者数は、算定期間の末日現在の人数を用います。</u>ただし、次の事務所等については、次の各式により算定した人数をその事務所等の従業者数とします。</p> <p>(1) 算定期間の中で新設された事務所等</p> $\frac{\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ <p>(2) 算定期間の中で廃止された事務所等</p> $\frac{\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$ <p>(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等</p> $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$ <p>※月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載します。</p> <p><b>「分割課税標準額」</b>の欄は、次のように記載します。</p> $\frac{\text{⑤の欄の金額}}{\text{合計の従業者数}} \times \text{同一市町村ごとの小計の従業者数}$ <p>※この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>